

給水承認工事制度

を選択することができるようになります。



現在、皆様からの配水管布設申込みを受けて『給水分担金工事[※]』として6か月の施工期間をいただき、工事を実施しています。

この際、布設延長が100mを超える場合は加算分担金を徴収させていただいております。

6か月の施工期間については、公共工事の入札・契約の流れなどから、どうしても短縮できない反面、近年の住宅建築の工期短縮もあり、お客様の中には6か月も待てないというご意見もいただいております。この『給水承認工事制度』は、お客様自身の費用で工事を実施していただく制度で、お客様の時間的都合を勘案したものです。

※給水管の取出口径がφ30を超える場合や開発事業など除く

●従来の給水分担金工事	●給水承認工事
<ul style="list-style-type: none">◎ 既設本管分岐点より、新規本管布設延長100mまで上下水道局が工事費を負担します。◎ 工事の設計・施工は上下水道局が担当します。◎ 上記により、100mを超える分の工事費については加算分担金として、お客様に費用がかかります。	<ul style="list-style-type: none">◎ 布設延長にかかわらずすべての工事費などがお客様負担^{※1}となります。◎ 工事の設計・施工内容を上下水道局が審査し承認した案件に限ります。◎ 道路占用許可書類等も、お客様で作成していただけます。◎ 工事は道路占用許可の取得など、条件が整いましたら着手していただいて結構です。◎ 完成時には完成検査を受検し指示に従ってください。◎ その他、誓約書の提出などがあります。詳しくは担当者に問合せください。
<ul style="list-style-type: none">◎ 工事の完了までは、配水管布設申込みが完了してから6か月の期間が必要となります。	

※1 お客様側で要件を満たす水道工事業者を選定し、設計・施工を実施
設計・施工費に加え、交通誘導警備員や産廃処理費など全て含む

令和3年4月より運用開始

※ 施工業者要件や必要書類については
裏面を参照してください



問合せ
豊田市上下水道局 水道整備課
電話0565 (34) 6656(直)

水道施工業者要件

◎ 給水承認工事制度の水道施工業者として認められる要件は、**下記の全てを満たす**場合に限ります。

- **共通事項**：豊田市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと
- **地域要件**：豊田市内に本店を有すること
- **建設業許可**：一般建設業許可又は特定建設業許可(水道施設工事)を有すること
- **施工実績等**：公道内における水道施設工事に係る官公庁発注工事のうち、配水管布設申請年度の4月1日より起算し、過去10年間で施工・完了した実績（下請としての実績は不可）を有するもの
- **配置技術者**：水道配水用ポリエチレン管施工講習を受講（受講証の写しを提出）した配水管技能者の配置が必要

給水承認工事申請時の必要書類

◎ 給水承認工事制度を選択する場合、**配水管布設工事申込書に下記の書類添付が必要**となります。

- ① 配管予定平面図、配管詳細図、公図
- ② 当該施工業者の本社（本店）所在地がわかる資料
- ③ 必要な建設業許可を証明する資料（写し）
- ④ 必要な施工実績を証明する資料（コリンズ登録実績）
- ⑤ 配置される配水管技能者が有する水道配水用ポリエチレン管施工講習受講証（写し）
- ⑥ 誓約書（所定様式）
- ⑦ その他、上下水道局が求める資料

詳しくは事前に水道整備課にご相談ください。
そのうえで給水承認工事制度を選択される場合は、
配水管布設工事申込書の施工主体欄において、
承認工事を選択し必要な手続きを実施してください。



問合せ：豊田市上下水道局水道整備課 0565-34-6656(直)